

松本治一郎の公職追放

1 はじめに

部落解放運動、いわゆる水平社運動の最高指導者として知られる松本治一郎⁽¹⁾は、一九四九(昭和二四)年二月二四日、公職追放となつた。松本が戦前「大和報国運動本部」の理事であつたことが、同本部の上部団体である「大日本興亜同盟」の解散団体指定により、自動的に昭和二二年勅令第一号(「公職に関する就業禁止、退官、退職等に関する勅令」)の公職追放覚書に該当するとの理由であつた。しかしこの大日本興亜同盟に加盟したのは、大和報国運動本部の後身である「大和報国会」であり、松本はこの報国会とは無縁であつた。明らかに政府当局の誤認、というよりも、参議院副議長として天皇拝謁を拒否した「カニの横ばい」発言や皇室財産の削減要求、あるいは天皇の戦争責任論など反権力・反体制の言動著しい松本を、

懲罰的にページへと追い込もうと焦慮する余り、勇み足となつたのである。松本側は直ちに公職資格訴訟願審査委員会へ提訴したが、結局彼のページの立場は変更されず、一九五一(同二六)年八月の追放解除に至るまで、格子無き牢獄に押し込められたのである。

確かに松本ページの底流には政治的策謀があり、数多い政治ページの中でも特異な事例といえる。ただし鳩山一郎や石橋湛山の追放事例のように、GHQ側、とりわけ民政局(GS)との確執を軸とする第一のパターンではなく、また平野力三の事例のように、GHQ内部の対立と国内与野党間の対立が絡んだ第二のパターンとも異なる。松本の場合、GSはあまり関与せず、むしろ日本の政権側、とくに吉田周辺がその追放を終始主導した第三のパターンといえる。総じて、松本には四度もページの波が押し寄せた。一度目は、一九四六年春の戦後初の総選挙の際である。総選挙立候補者は、一月

増 田 弘

四日に発せられた連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の公職追放指令（SCAPIN・548・550）の規準をパスすることが絶対条件とされ、その一環として、戦時中の一九四二年に実施された第二一回衆議院総選挙（いわゆる翼賛選挙、東条選挙）での大政翼賛会の推薦候補者はすべてページ該当となった。松本はこの推薦候補であったが、それまでの部落解放運動での活躍ぶりがGSからも評価され、唯一の例外としてページを特別免除されたのである。ただし候補は断念せざるをえなかった。第二の波は、翌四七年四月に戦後初の参議院選挙が実施される直前に起こった。吉田政権が前年に決着したはずの松本の資格問題を再び取り上げたためであるが、中央公職適否審査委員会が三月末に彼の追放除外を決定したため、間一髪で立候補に間に合い、当選したのである。続く三度目は、片山内閣のときに松本がかつて大和報国会に閥与したとの情報が寄せられ、法務庁特別審査局（いわゆる特審局）が調査に乗り出したが、最終的に追放非該当（いわゆるシロ）となった。以上のように、松本はことごとくページの波を押し返すことができたのである。

ところが第四の波は、従来とは異なった。すなわち、一九四八年一〇月に成立した第二次吉田内閣は、「大日本興亜同盟」が公職追放令（SCAPIN・548）に規定されている好ましからざる軍国主義的・超国家主義的団体であり、それゆえ、これに加盟していた「大和報国運動本部」の役員すべてを追放該当者と規定し、理事であっ

た松本の追放を推進したのである。ただし既述のとおり、実際に同盟に加盟したのは同本部を改組した「大和報国会」という組織であり、これには松本はまったく閥与していなかった。にもかかわらず、殖田俊吉法務総裁は関係者の証言を盾にして松本を追放該当者とみなし、吉田茂首相はGSのホイットニー（C. Whitney）局長に了承を求めた上で、一九四九年一月、法務庁は松本を追放に指定する旨を一方向的に公表したのである。

すでに松本ページの経緯に関しては、住本利男著『占領秘録』（毎日新聞社 一九六五年刊）がその概要に触れている。また渡辺俊雄「占領文書からみた松本追放問題」、『部落解放』一九八七年七月号所収）が、GHQ/SCAP文書を断片的に用いながら、その原因を探っている。本稿では、これら先駆的考察に依拠しつつ、アメリカ側の資料を基軸として、上記の四段階を日米両国のより広い視点から位置づけ、松本追放の実態を究明すると同時にその歴史的意義を論考したい。²⁾

2 推薦議員問題…一九四六年春

一九四六年一月四日、マッカーサー（D. MacArthur）元帥が日本政府に発した公職追放指令（SCAPIN・548・550）は、日本国内に激震をもたらした。付属書A号に記されたA項からG項の広範囲に及ぶ追放該当者規定は、日本側の予想をはるかに超える厳しい内容

であった。やむなく政府はこの指令の法令化作業を開始し、二月二四日にSCAPIN・五四八に基づく「政党、協会その他の団体の結成の禁止に関する件」(昭和二年勅令第一〇一号)を、二八日にはSCAPIN・五五〇に依拠する「就職禁止、退官、退職等に関する件」(同年勅令第一〇九号)を公布・施行した。また同じ二八日、檜橋渡内閣書記官長を委員長とする公職資格審査委員会も発足した。こうして公職追放を実施する体制が出来上がったのである。

この間の二月一三日、追放指令の適用範囲を検討していた政府内では、戦時中の一九四二年に実施された総選挙に際して、大政翼賛会の推薦議員候補者はすべて公職追放令G項三に該当することを決定した。この結果、現職議員四六六名のうちの約八割に当たる三八一名が、四月に予定された戦後初の衆議院議員総選挙の立候補を取り消さざるを得なくなり、政界は大混乱に陥った。⁽³⁾

さて松本ならびに部落解放運動の動向であるが、GHQの追放指令からまもない二月一九日に「部落解放全国委員会」が結成され、松本は戦前期に引き続いて最高指導者の地位(中央執行委員長)に就いた。この委員会結成の時点でも、また日本政府が公職追放に動き出してからも、松本が追放の措置を受けることなど、解放運動関係者の誰ひとり思いもよらないことであった。そもそも公職追放は、戦後日本を民主的社會として再建することを目的としており、それゆえ、一貫して差別と闘い続けてきた松本が追放されるはずがない

と考えられたのである。⁽⁴⁾

しかし松本がこの翼賛選挙で東条内閣の推薦を受け、当選したことは紛れもない事実であった。ではなぜ反体制運動を指揮していた松本が、政府の推薦を受諾したのであろうか。

まず東条内閣は、対米開戦直後の一九四一年一月一九日、言論・出版・集会・結社等臨時取締法を公布し、政治結社・思想結社の設立および存続を許可制とした。この観点から内務省警保局は、全国水平社(以下「全水」と略)の存続を不許可とする方針を固め、松本を招いて自発的解消を求めた。これに対して松本は、「水平社は自然発生的に生まれたもので、運動の必要が無くなれば自然解消する。運動をしなくともよい世の中というものを保障できるのか」と反駁し、解消を拒否した。すると内務省側は、「今度の選挙は推薦選挙であるから、内務省ではあなたを推薦しなければならぬ。県庁からも頼んできている。だから水平社を解散してもらおうと都合がよい」と、全水の解散を条件として選挙の推薦を申し出た。これに対して松本は、「選挙をやるにしても、内務省や県庁から推薦してもらわなくとも選挙人から推薦してもらおう。推薦なんかいらぬ」と突っぱねた。こうして全水は自ら解散をしなかったが、一九四二年一月二〇日、願書不提出の形式で法的に消滅させられたのである。また松本は翼賛政治体制協議会の推薦を拒否したが、政府側は「水平社の感情を考慮して、一方では翼賛選挙を公平なものに見

せかけるため、全く一方的に松本が関知せぬ間に推薦した」という。こうして四月三〇日の選挙で、松本は二万一千余票を獲得し、七名中二位で当選した。⁽⁵⁾

以上のように、政府側が松本の当選を見越して無理に推薦候補に選んだわけであり、翼賛運動に賛同して候補に推薦された者とは根本的に異なっていた。とはいえ、推薦候補である事実に変わりはなかった。小森龍邦氏は、当時の松本が選挙用のビラの中の肩書きを「翼協推薦候補」としていたこと、また「選挙公報」の「立候補の挨拶」では、「御国のために血を流せ」と書きはじめ、その末尾では「御民われ生けるしあり天地のさかえるときにあらへらく思えは」と結んでいることなどを指摘し、本人が主張するほど推薦に否定的態度を示していなかった、と厳しく批判している。⁽⁶⁾ともかく、松本も四六六名の推薦候補のひとりとして、自動的に公職追放該当者に指定されたのである。

松本のページが判明した三月一〇日以後、松本はこの追放処分を不法として直ちに抗議した。また解放委員会は、松本をページから除外するよう、幣原内閣とGHQに働きかけ、二六日には代表がGSを訪ねて陳情した。⁽⁷⁾全国の水平社からも、山のように彼の解除を求める嘆願書が、連日、政府やGHQに舞い込んだ。しかし幣原内閣としては松本だけを解除することは難しかった。そこで松本は首相秘書官の福島慎太郎にGHQへ行って話をしてくれまいか、と頼

んだ。福島は、松本の経歴のほか、彼が六千部落・三百万人の解放運動に一生を捧げてきたこと、戦争中は弾圧されて政治的自由もなかったこと、もし彼が追放されればアメリカの民主的改革に対する疑問が生じることなどを指摘し、松本を追放から除外すべき必要性を書簡に認めた。檜橋書記官長は選挙で福岡に帰省していたため、自分で檜橋渡と署名して、GS次長のケーディス(C. L. Kades)大佐に会いに行った。⁽⁸⁾

ケーディスは、松本の除外に好意的態度を示したものの、「推薦議員を追放せよ、という命令は総司令部としては出していない。あれは日本政府の構想だ。したがって、こういう問題は日本政府が決めるべきものである。私の方は、追放の企画立案に当たっているだけで、実施はCIS(民間諜報局)のマーカム(C. Murcum)中佐がやっているから、そっちに話をしてみたらどうか」と言った。マーカムを訪ねると不在であり、代理のシンデル(Schindel)中佐しかいなかった。福島は「マーカムが戻ったら見せてくれ」と言って、檜橋名の書簡を置いて帰ってきた。そして、この件を審査委員会(檜橋委員会)へ提示したのであるが、委員会はこの決定を望まなかった。この時のGS側の対応は、「公職追放は日本政府の責任で行うのだから、自らの責任で決定するように」というものであったが、政府は決断を下そうとしなかったのである。なお福島は選挙応援のため、福岡へ出掛けてしまった。⁽⁹⁾

さて四月三日が総選挙の立候補届け出の最終日であった。朝一〇時頃、終戦連絡中央事務局（C L O、いわゆる終連）政治部長の曾禰益へ、マーカムから電話がかかってきた。「松本治一郎のことで檜橋からの手紙が来たが、松本は追放から除外すべきものと思う」という話であった。そこで曾禰は直ちにマーカムを訪ね、「日本政府としては除外例を設けない方針でやってきている。今になってそんなことをいわれても困る」と言った。するとマーカムは、「尾崎行雄と、松本治一郎は、どんな理由があろうとも追放をしないとしようのが総司令部の考えだ」と主張した。押し問答になったあげく、「それでは命令か」と聞くと、マーカムは「そうだ」と答えた。しかし檜橋は留守であり、吉田外相も大磯へ帰宅中ですぐに連絡を取れなかった。こうして立候補の締め切りまでに、松本の除外措置を講じることができず、やむなく松本は立候補を断念し、田中松月が身代わりになって立候補した。その後曾禰はようやく吉田に連絡がつき、経緯を報告した。すると吉田は、「その命令は文書で来ているのか」と聞き、口頭であると知ると、「口頭の命令は受け付けられない」と突っぱねた。やむなく曾禰はマーカムを訪ね、命令は執行されない旨話した。マーカムは激怒したが、それ以上の方法には出られなかった。⁽¹⁰⁾

総選挙は四月一〇日に終了し、審査委員会が活動を再開すると、松本の追放を取り下げることを選定した。一五日頃であったと思わ

れる。檜橋委員長はGHQ側の意向を聞き、「除外例を設けていい、というなら、そんなうまい手を断る必要はない」として、追放解除の方法を考えた末に、松本を公職に就けさせれば自然に解けるというので、四月末、厚生省の社会事業委員に任命した。しかも松本は今日立候補を断念していたため、もはや国会議員の地位にはなかった。彼の政治的肩書きは、社会党の中央執行委員会委員にすぎなかったため、その分、何も起こらなかった。⁽¹¹⁾ こうして松本の追放に関する第一回目の問題は決着したのである。なお四月末、解放委員会、井元麟之書記長名で、GHQに対して松本の追放解除に感謝する書簡を送っている。⁽¹²⁾

3 参議院選挙立候補問題：一九四七年春

一九四六年一月、新憲法が公布された。ここに貴族院は参議院へと変更され、一九四七年四月に初の参議院選挙が実施されるに至った。前年の総選挙で立候補を断念せざるをえなかった松本は、戦後二回目となる一九四七年の総選挙では、田中松月に再び立候補を勧め、自らは参院の全国区に立候補する決意を固めた。それが全国の部落大衆の声を一つに結集するのに有効であると考えたのである。⁽¹³⁾ ところが日本政府は、この立候補に関しても、松本の資格確認を実施しようとはしなかった。以下、その経緯を明らかにする。

一九四七年三月一九日、中央公職適否審査委員会委員長の松島鹿

男(元外務次官)は、吉田首相宛に「松本治一郎の審査報告」を送り、その中で、かつて松本が東条選挙の際の推薦候補であったにもかかわらず、追放令G項の適用を除外されたことの不当性を指摘し、「この例外措置を認めないとの結論に達した」と報告した。⁽¹⁴⁾要するに、幣原内閣時の決定を反故とし、参院選挙の立候補者として松本は「不適切」との判断を下したわけである。

これに対して、福島が再び動いた。彼はマーカムを訪ね、ケーデイスも同席して相談した結果、「松本の追放解除について、総司令部は昨年許可をあたえたが、今度もその態度には変わりはない」という方針を決め、正式な書面にして政府に送ったのである。吉田からすれば、「松本の解除は櫛橋や福島の私的行為だ」との気持ちであったと思われる。しかしGHQが「松本の追放免除を改めて許可する」との書面を届けてきた以上、先の決定を押し通すことは不可能であった。⁽¹⁵⁾吉田はさぞ臍を噛む思いであったろう。

こうして松本は、立候補締め切りの三日前、すなわち三月三十一日に資格確認書を獲得し、危うく選挙に間に合うことができた。十分な選挙準備ができなかったが、それでも松本は部落解放全国委員会の推薦と社会党の全面支援により、四月二〇日の選挙では四二万票を獲得し、第四位で当選した。⁽¹⁶⁾続いて五日後に行われた衆院選挙では、GSの推す社会党が一四三議席を獲得し、自由党に一二議席の差をつけて第一党に躍進した。その結果、吉田内閣は退陣し、六月

一日、片山哲を首班とする社会・民主・協同三党の連立内閣が誕生した。保守政権に替わる中道政権の成立は、松本の追放問題を雲散霧消させたといえる。

五月九日、GHQ側(恐らくCISであろう)は、松本に関して次のような報告をまとめた。「松本は一九四二年の東条選挙の推薦候補であったが、CISとGSは昨年にもその除外を承認した。この除外は、彼が被差別階層のために三〇年間にわたり自由と民主主義的改革を行ってきたことに依拠している。松本は大政翼賛会の地方支部顧問、翼賛政治会会員、また大日本政治会会員であったが、これらの組織の役員ではなかったため、追放指令に該当しない」。したがって、松本は公職追放令(SCAPIN・50)の「非該当者(Not Purgable)」と認める、と結論を下していた。⁽¹⁷⁾こうして松本は、日本側の審査委員会とGHQ側の双方からいわばお墨付きを得て、追放の容疑から解放されたのである。

4 政令違反問題：一九四八年秋

当選後の松本は、片山内閣の組閣に際して、社会党左派の加藤勘十、鈴木茂三郎、黒田寿男、野溝勝らとともに、共産党および院外の民主主義勢力の結果を計り、社共連立の民主人民政府を樹立すべきであるとの立場を取った。しかし右派の西尾末広、平野力三、松岡駒吉らが自由党・協同党との三党連立政権を作り、共産党を閣外

協力の形で閉め出すことを主張し、早くも内部対立が表面化した。結局自由党は容共姿勢を嫌って政権から離れ、新内閣は社会・民主・協同三党の連立となったわけである。なお一部で松本を新内閣の厚生大臣に推す動きがあったが、実現しなかった⁽¹⁸⁾。

これに前後して、社会党内では、議会政治始まって以来、華族や高額所得者で独占されていた貴族院のイメージを一新するため、松本を参院議長に担ごうとする動きが起こった。吉田ら保守派はこれに警戒感を抱き、議長候補に元宮内大臣の松平恒雄（緑風会）を推して対抗した。最終的に社会党は、松岡駒吉を衆院議長とするため、やむなく参院議長を松平に譲り、松本を副議長にするとの政治取引に応じることに決した。こうして五月二〇日、松本が一二七票を獲得し、初代の参院副議長に就任した。一八九〇（明治二三）年に貴族院が開会してのち、「平民」から副議長が選ばれたのは初めてであった。まして松本は被差別部落に生まれ、その半生を貴族・華族ら特権階級の打倒に捧げてきた闘士でもあった。そのような人物が参院の重要なポストに就任した以上、波乱が生じないはずがなかったであろう⁽¹⁹⁾。

同日に行われた松本の副議長としての就任挨拶が、早くも波紋を投げかけた。問題とされたのは、次の箇所である。「今より一〇年前、私が衆議院に、貴族院および華族制度廃止に関する質問書を提出したのであります。（中略）時の総理大臣は広田弘毅氏でありま

した。その人の答弁は、事天皇に関し、大権に関するものである故にここではっきりとした答弁ができないと簡単な答弁でありました。一〇年後の今日は、貴族院および華族制度は追放せられたのであります。（中略）私の質問に対して簡単な答弁をしました広田弘毅氏はいま^{（れいぎ）}囿（こま）のひとなられた。その要求をいたしました私は、いま、この壇上に立って副議長就任の挨拶をいたしておるのであります。これを考えるとき、感慨無量なるものがあります。（後略）」

議長の松平が従来の貴族院の慣習どおり、歴代議長の挨拶を踏襲しただけに、松本の型破りの挨拶は、保守派議員から多くの野次が飛ぶなど異例なものとなった。自由党控え室に戻った吉田は「やり過ぎだ」と一言漏らしたという。「臣茂」を名乗り、皇室を尊ぶことでは人後に落ちない吉田にとって、貴族院や華族制度に対する容赦ない攻撃のみならず、外務省入省時の同期生でもある広田への批判は、断じて許し難いものであったはずである。なお松平は会津藩主松平容保^{（かたもち）}の四男であり、秩父宮勢津子の父であった。松本が辞職勧告した徳川家達^{（いえきと）}の孫娘は松平の長男一郎の夫人に当たる。参院の議長・副議長のコンビは奇妙な巡り合わせとなった⁽²⁰⁾。

次いで起こったのが、国会開会式において松本が天皇拜謁を拒否した、いわゆる「カニの横ばい」事件である。翌四八年一月二一日、新憲法公布から初めての国会開会式に天皇が臨席することとなり、

衆参両院議長および副議長が議事堂正面の玄関に天皇を出迎えた。

そして開会式が始まる間、天皇の便殿にて、正副議長が天皇に単独
拜謁するのが従来の習わしであった。そこで松岡衆院議長、松平参
院議長、田中万逸衆院副議長と順次拜謁し、松本へと順番が廻った。
その際松本は、「人間が人間を拜むようなまねは僕にはできん」と
断ったのである。彼いわく、「その拜謁の仕草が『カニの横ばい』
に似ており、そのような人間の尊厳を傷つけるような(天皇をあま
りにも人格化したような)：やり方には我慢できないのであった」。

この松本の拜謁拒否が院内に伝わると、保守系議員の間で「副議
長不信任案」を出す動きが起った。次いで緑風会、自由党、民主
党の三会派がそれぞれ議員総会を開き、社会党や無所属懇談会にも
呼びかけ、各会派代表の懇談会を持って、松本の辞職を要求した。

これに対して松本は、「参議院にはまだ封建的な旧貴族院の名残りが
多分にあった。私は副議長になると、この空気を一掃しよう」と決
心しており、意気軒昂であった。マスメディアの中にも、松本を
擁護する見解が現れた。同日二七日の『朝日新聞』は、「地方ご旅
行の時など、とかく非難の種をまく宮内府の古いやり方を、これを
機会に改めるべきだという声の方が高まっている」と報じた。そし
て三〇日、G Sが松本を擁護する談話を発表したことが決定的とな
った。すなわち、「松本参議院副議長の拜謁拒否事件を騒ぎ立てる
のは、新憲法の精神にそぐわないものと思う。：不敬罪はすでに廃

止されており、再びこれが国民感情の中に置き換えることを助長す
るようなことは絶対に避けなければならない。天皇はすでに一昨年
の元旦に人間宣言を行っていることを忘れてはならない」。この談
話を前にしては、保守派の勢いも失速せざるをえなかった。しかし
これ以降、松本には右翼などから脅迫状が無い込むなど、その身边
が危うくなった。⁽²¹⁾

それでも松本は天皇制に関する頑なな態度を崩さなかった。一月
二八日、松本は宮中での講書始め、歌会始めの儀式への出席を拒否
した。さらに皇室経済会議が開かれて、旧皇族から平民に降りるこ
とになった人々に総額二千六百万円の金を贈呈することになった折、
松本は「この人々は、すでに衣食にはことかかないだけの財産を持
っているから、これには反対した。しかし多数で可決されたので私
は皇族を前にして、『その金は国民の汗とあぶらの結晶であるから、
どうか心して使って下さい』と要望した」。また当時、赤坂離宮が
皇室財産からはずされ、空き家同然となっていた。そこで松本はG
Sのウィリアムズ(J. Williams)国会課長に相談し、離宮を水平社
の事務所を使用する手筈を整えたところ、政府関係者はあわてて、
国会図書館に使用することを決定した。このほか、天皇の旅行費用
などを率直に批判したりした。⁽²²⁾

このような一連の言動が、「吉田前首相を中心にする宮廷派の政
治家を刺激することになった。あとになって、またもちあがった私

の追放問題で、私を不利に陥れる原因ともなったと思う」と松本自身が述懐しているが、それは間違いでないであろう。

ただし松本ページへの第三の波が、野党の吉田側から引き起こされたかどうかは疑わしい。前掲書『占領秘録』によれば、「GSへ届けられた日本人の投書がきっかけ」となり、「社会党の左右対立が原因で右派の者が（松本の資格問題を）GSにもちこんだ」ことにより、「九月（実際はもっと早く、七月から八月にかけて——括弧内は増田）に松本追及の動きが起こった」としている。⁽²⁴⁾そしてGSの命令により、特審局では瀧内礼作局長が中心となって調査を進めた結果、松本に政令第八七号違反の疑いが生じたため、八月三一日、九州地方駐在官を通じて松本に正式な出頭を求めたのである。政令違反の疑いとは、同月一日に「大日本興亜同盟」関係団体の一つとして法務総裁から解散指定を受けた「大和報国運動本部」の理事であったということである。⁽²⁵⁾

九月三日、福岡から上京した松本は、院内で記者会見し、「大和報国運動の理事交渉は再三あったが終始一貫して蹴って来た。憲兵学校長島本正一元中将が理事長をやっているような団体で私が下働きを引き受けるはずのないことは常識で解ると思う。反証はいくらでもある。一日も早く真実を明らかにしたい。こういう人をおとし入れる様な汚らしい、つまらない策略があるうちは日本は明るくならない。このためにも絶対屈服しない考えである」と強硬な態度

を示した。⁽²⁶⁾そして四日の特審局での尋問でも、松本は「大和報国運動は水平社の理想と異なるため、その役員を受諾したことはない」として、ページ該当を否定すると同時に、自己の資格問題を持ち出した政敵を非難した。⁽²⁷⁾

では真相はどうであったのか。松本と同じく部落解放運動に従事し、元同本部理事として翌五日に特審局から尋問された山本政夫は、次のように証言している。大和報国運動本部は、一九四〇年一月に創設された。この背景としては、当時、部落問題の解決を目的とする多くの組織が存在する中で、部落民によって構成された唯一の全水（松本議長）と、厚生省の支援を受けた組織である「中央融和事業協会」（平沼騏一郎総裁）とがあり、両者は対立していた。当局側には、この両組織を合体させ、部落解放運動の共同戦線をもたらすという長年の願望があったが、その実現は容易でなかった。全水側は、中央融和事業協会を「水平運動を抑制する反動的組織としての機能をもって確立された」と見なしていたからである。ところが、大政翼賛運動の影響で、部落解放運動の統合が図られるようになり、ついに統合組織として大和報国運動本部が設立宣言された。⁽²⁸⁾

山本の証言を補足すれば、本部設立に先立つ同年八月、東京で開かれた全水第一六回大会で、「国および府県等による融和施設事業と、全国的なる諸活動および運動と、部落大衆に関するもの、かかる全機能を三位一体的に総合一元化した」大和国民運動が提唱さ

れ、それが「大和報国運動」と改称されて、準備が進められたのである。これには前記の島本が積極的に関わり、全水の解消を目的としていた。なお松本もその準備懇談会の世話人に一旦は名を連ね、発足大会の前日、水平社府県代表者会議を主宰して、「われわれは全水解消の決意を有す」、「われわれはすべてを挙げて大和報国運動を支持す」と決議し、当日の発足大会に臨んだ。

ところが内務省警保局がこの運動に警戒的で、水平社の影響を濃くしないこと、松本を責任ある地位に就けないこと等を要求した。

そこで一月三日の発足大会では、常任理事に融和運動家の山本政夫、伊藤末尾とともに水平社から深川武を選出し、松本は約二〇〇名の理事の一人に名を挙げられるに留まった。松本は当日、わざと定刻に遅れ、大会には出席しなかった。島本を信用していなかったからである。すると今度は、中央融和事業協会側の平沼がこの運動に反対し、水平社との合体を拒否するに至った。こうして大和報国運動は行き詰まってしまった。そして翌四一年五月五日、大阪・中之島の中央公会堂で同運動の第一回全国推進員大会が開催された際、松本は「大和報国運動は全水を裸にせんとする陰謀である」と強く批判し、実質的にこの運動から脱退した。多くの者が松本に従った。すると八月、大和報国運動は島本を理事長にして「大和報国会」と改称し、「大日本興亜同盟」に参加したが、もはや松本はそれら活動とは無縁となっていたのである。⁽²⁹⁾

以上のような事実関係を確認した特審局は、九月一六日、松本が公職追放を免除されるものと内定し、同日にその手続きを取った。

つまり、松本は当初大和報国運動に関係したが、その後これが松本の主宰する水平社運動を解消させる意図をもっていたことが判明するに及んで、右の団体から退いたとの反証が認められたのである。⁽³⁰⁾すでに同月二日、特審局では新局長の吉川光貞からGSのネーピア

(J. Napier) 特別審査課長宛に審査に関する中間報告が送られていたが、一六日には鈴木義男法務総裁から改めてネーピアへ、「大和報国運動本部と松本治一郎氏との関係について」と題する正式の報告書が提出された。その中で、「松本は当初大和報国運動本部に加わり、約半年間、かなり重要な地位にあったといえるが、彼が理事ないしその他の役員に就くことに同意したことを認める十分な証拠はない。したがって、昭和二一年勅令第一〇一号の第五条の三項および四項に該当する大和報国運動本部役員として勅令第一号に該当する人物として彼を指定するには不適当である」と結論を出していた。⁽³²⁾

こうして松本は三度目の波を乗り越えたのであるが、ネーピアがこの法務総裁からの報告書をなぜか自分の机の中に入れてそのまま放置した。松本が参院副議長という要職に在り、また社会党の有力議員でもあるので、彼自身が調査に乗り出したためであると思われる。⁽³³⁾他面、当時の政治情勢が彼を慎重にさせた可能性も十分あ

る。というのは、一九四八年三月、政権が社会党中心の片山内閣から民主党中心の芦田内閣へと交替したものの、この新政権は連立内閣特有の不安定さを露呈し、マッカーサーとGHQに依存する面が強く現れて、国民世論の支持を失いつつあった。加えて、同年夏から昭和電工疑獄事件が発生し、財界のみならず政界、ひいてはGSの実力者ケーデイスをも巻き込むほどの深刻な事態となっていた。

このような微妙な政治情勢を踏まえて、ネーピア自身が慎重にこの問題を進めた方が良くと判断したと推測できる。ともかく、法務庁側は松本問題に対してシロの判定を下したにもかかわらず、GS側からは明確な判定が日本側に示されないままであった。

そこで松本は、懇意にしていたウイリアムズに相談すると、「それなら鈴木法務総裁と一緒にネーピアのところへきたまえ。自分も立ち会って、特審局が出したという書類が、果たしてネーピアのところにあるかどうか、確かめてみよう。そうなれば、彼だって、いつまでも書類を抱えているわけにはいくまい」という意見だった。ところが鈴木総裁は、「行くことがよいか悪いかも判らない。これまで直接に出かけて行って、却って先方の感情を刺激して悪い結果を招いた例もある」と反対した。水谷長三郎商工相も鈴木に同意したため、松本は両者の意見に従って、GHQ行きを断念してしまった。のちに松本はこれを後悔することになる。³⁴

一〇月一九日、吉田内閣が復活する。そして翌四九年一月の総選

挙では、吉田の率いる民主自由党は二六四議席を獲得し、戦後初めて衆院の過半数を制する圧倒的勝利を収めた。逆に、昭和電工疑獄事件で世評を騒がした社会党および民主党は議席を大幅に減らした。力のバランスが大きく保守側に傾くと、俄然松本に対する厳しい審査が再開されることになる。

5 松本のページ決定

第二次吉田内閣が発足して半月を経た一月三日、GSでは松本に関する報告がまとめられた。それは以下のようなものであった。³⁵

松本は、SCAPIN・五五〇との関連で、①一九四七年三月の審査でパスとなったが、大和報国運動本部との関連で一九四八年九月に再調査が始まった。②一九四二年の東条選挙の推薦候補となったが、GSとCISが彼の二五年に及ぶ自由主義者としての活躍ぶりを評価したため、パスとなった。③大政翼賛会および大日本政治会のメンバーであったが、彼の地位はページ該当となるほど重要ではなかった。④一九四〇年一月から翌四一年五月五日まで、上記運動本部の会員であった。同本部は大日本興亜同盟に所属し、「大東亜新秩序の確立」を目指す組織であり、最高指導者で前憲兵隊司令官の島本正一は、松本が本部でかなり影響力があり、本部から重要視されていたと証言した。なお興亜同盟に所属する団体の役員はすべて自動的にページとなった。⑤彼の調査表には、大和報国運動

本部に関する記述がない。一九四八年九月、この問題が発覚した際、彼は同本部の活動家でも役員でもないと主張した。⑥一九四七年勅令第一号付属書Ⅱの第四項に関連して、彼の調査表の記載遺漏に対する請求がなされた。それゆえ、彼が同本部に積極的に関与していた事実が判明するであろう。(中略)松本の言動が自由主義的であるため、一九四六年のページから除外されたのであるが、ファシスト的な同本部との関係が明らかになれば、かつての除外は問題となろう。

以上のように、GSは松本を決してクロと判定してはいないものの、松本を明白なシロとしていた既定方針をこの時点で翻し、いわば灰色としたことは重要であった。これは恐らくネーピアが松本に対して疑念を抱いた結果であろう。しかもこれまで松本を終始温かく見守ってきたケードイス次長は、昭和電工疑獄事件で傷つき、しかも吉田首班を阻止するために山崎猛・民自党幹事長を担ぎ出そうとして失敗し、一二月には本国へ帰国することになる。GS内部の進展状況は、明らかに松本にとって不利となりつつあった。

そうした折、松本は天皇問題について再び重大な発言を行った。一月一二日、極東国際軍事裁判が東条英機ら戦犯二五名に対して絞首刑以下の最終判決を下したことに関連し、松本が「現天皇は(太平洋戦争について)道義的責任を明確にすべきである」との趣旨

を言明したのである。これは、ウェップ(W. F. Webb)裁判長が「連合国の利益という理由から天皇の裁判を免除した」と弁明したことについて反論したわけである。⁽³⁶⁾参院副議長という要職者の批判である以上、国際世論にも波紋を投げかけたであろう。しかしアメリカ政府およびマッカーサーは、占領当初から天皇を国際裁判に訴追しないとの方針を固めていた。それゆえ、この松本発言は忌避すべきものであったろうし、同時にそれは皇室を敬う吉田側の神経を逆撫でたことは間違いないかった。ここに至り、松本を疎んじる点で日米の当局者が同列に並ぶこととなった。それがひいては、松本のページ問題にも波及せざるを得なかった。こうして第四の波が松本を襲うこととなる。

一か月を経た二月一日、殖田俊吉新法務総裁がネーピアを訪ね、次のように言明した。私は吉田首相に対し、松本が直ちに追放者に指定されるよう進言するつもりである。この件は長期懸案となっており、早急に解決されねばならない。最近この件で私は吉田と話していないが、彼も同意見であると思う。松本は長年ページを免除されてきたが、最近の調査で、彼の知られざる事実が判明した。

(中略)彼は大和報国運動本部の理事であった。この団体は、一九四八年八月一四日付の法務総裁告知第五〇号により、勅令第一〇一号(SCAPIN・548)に基づく解散されるべき団体のリストに加えられた。同本部は一九四〇年に創設され、四一年には解散して大日本

興亜同盟の一部となった。松本はこれら組織の主要役員として、勅令第一〇一号第五条の三項および四項に基づき、ページに該当する。この団体の島本理事長はすでにページとなっている。ただし松本は自己の調査表にこの事実を掲載していない。

同日、佐藤栄作官房長官が殖田に入れ替わってネーピアを訪ね、「吉田が松本をカテゴリー上の追放者と言明する必要があると考えつつある」と述べた。さらに、吉田の気持ちを忖度して代弁すれば、松本は部落民のごく一部の支持を得ているだけで、その他大多数の部落の代表者が吉田を訪ねた際、松本の指導力に不満を訴えていたので、松本を公職追放すれば共産主義勢力に一撃を加えられるとも考えている、と佐藤は述べた⁽³⁷⁾（後略）。

殖田と佐藤は、吉田側近として、吉田の意向を行動に移したのである。こうして法務総裁からネーピアへ、同日付の正式報告書（松本治一郎等を解散団体大和報国運動本部の役員として追放に指定する理由）⁽³⁸⁾が送付された。その概要は以下のとおりであった。

1. 松本は、一九四一年一〇月、大政翼賛会福岡県支部顧問に就任し、翌四二年四月三〇日に施行された衆議院総選挙で大政翼賛会の推薦候補に推されて当選し、同年六月一日、衆議院議員として翼賛政治会、次いで大日本政治会に加入した。この推薦議員候補者四四九名は、当落にかかわらず、昭和二二年勅令第一号別表第一の七の備考八に該当し、覚書該当者として指定されるべきであるが、ひと

り松本のみは指定を受けず、今日参議院議員となり、副議長の重職に就いている。松本に対する特別措置は、彼が多年にわたり社会運動の一翼たる部落解放運動に参加し、その有力な指導者の一人として終始社会正義のために活動したものと政府に見なされたためである。

2. ところが最近、「大和報国運動本部」という団体が昭和二一年勅令第一〇一号第一条に該当するものとして解散を指定され、意外にも松本がこの団体の主要役員として指導的活動をしたとの容疑が生じ、慎重に調査したところ、以下のような結論に達した。

同本部は、一九四〇年一月三日、翼賛政治体制確立の一翼として「大東亜新秩序」および「国防国家体制の完成」等を目的として掲げ、部落解放運動の有力団体である全国水平社その他の諸団体を統合して結成され、いわゆる大和一致の運動を通じて右目的の実現を期し、講演会の開催等諸般の活動を展開した。その間、一九四一年八月、「大和報国会」と名称を変更し、次いで「大日本興亜同盟」に加盟するに至ったが、同年一二月、太平洋戦争が勃発するに及び、右同盟を発展的に解消することとなり、翌四二年三月に自発的に解散した。これを要するに、大和報国運動本部は部落解放運動を前記大和一致運動として実践することにより、前掲目的の実現を図った軍国主義的かつ超国家主義的の団体にはかならない。松本は、島本正一、山本政夫等の勧誘に応じ、大和報国運動本部の前記目的を承認

しながら発足大会に参加し、その結成に協力している。のみならず、その後有力な役員に就任し、本部の会合で重要な意見を開陳したほか、諸般の活動に従事した。右の事実は同本部発行の資料、松本ら関係者の証言によって認定できる。松本が依然指導的な地位にあった事実を否定できない。

3. 同本部の関係者のうち、松本はじめ、島本、山本、深川武、伊藤末尾、田原春次、井元麟之、中村至道、中西郷市、田中松月は、いずれも勅令第一〇一号第五条の三項に規定された「役員たりし者」に該当し、同条第四項の規定により、勅令第一号に依る覚書該当者として指定を受けたものと見なされなければならない。とりわけ松本は、同本部の理事であったことが認められる以上、同人が前記のように消極的態度を取ったとの事実を理由に指定を免脱することとは、わが国民に好ましくない影響を与え、きわめて妥当を欠く措置といわねばならない。これに加え、松本には、かつて格別の事情があることを想起すれば、重ねて右のような特段な政治的措施を繰り返すことは、もはや絶対に不可である。

要するに、松本はかつて推薦候補というページ該当指定を特別に免除されていたが、解散団体「大和報国運動本部」の理事であったことが明らかになった以上、当時の役員ともどもページは免れない、との趣旨である。それは表面的に妥当な理屈とはなっていた。ただ

し厳密には事実誤認があった。既述のとおり、松本は同本部の理事ではあったが、一九四一年五月五日に同本部と実質的に絶縁しており、在職期間は六か月で切れていたのである。一九四八年八月一日付の法務総裁告知により解散を命じられた「大日本興亜同盟」が創設されたのは、一九四一年七月六日であり、「大和報国運動本部」が「大和報国会」に改組されたのは、八月一日である。そして報国会が興亜同盟に加盟したのは八日後の八月一九日である。しかし松本はすでに本部および報国会とは関係が切れていたため、報国会への改組および興亜同盟への加盟にはまったく責任がなかった。しかも興亜同盟の下部団体として、自動的に解散を命じられたのは「大和報国会」であり、「大和報国運動本部」ではない。繰り返せば、松本は報国会以前の運動本部の理事、しかも五月までの理事であって、その改組には何ら関与していなかった。³⁹⁾

とすれば、法務庁側の論証には重大な誤認があった。にもかかわらず、法務総裁はその誤認を糊塗しつつ、前身の運動本部と後身の報国会を一体と見なし、松本を両組織の役員という地位によってページ該当者に指定したのである。これは強引な論法といわざるをえない。何よりも一九四八年九月段階で、当時の瀧内特審局長が同じ大和報国運動本部の理事問題で松本をシロと判定していながら、三か月後に今度はクロと逆転したわけであるから、これほど筋の通らない論理はなかった。今回の法務総裁の矛盾と無謀さは、先に結論

があり、後から理由を捻出したために生じたといえる。

ではなぜ、法務庁側がそれほど松本を葬り去ることに躍起となったのか。再三松本が皇室あるいは天皇制に関して齒に衣着せない批判を展開し、それが吉田側の逆鱗に触れた経緯についてはすでに指摘したとおりであるが、それ以外にも理由があった。

—前記の報告書が出された二日後、つまり一月二三日、殖田總裁が木内總裁補佐官と吉川特審局長を伴ってネーピアを訪ねた際、殖田は次のような本音を漏らした。松本が現時点にせよ総選挙後にせよ、ページに指定されれば多大な反響を引き起こすだろう。参院議員の松本自身にとっては、今回の総選挙は関係ないが、社会党の立候補者にとって松本のページは大きく作用するはずである。たとえば総選挙後に松本がページに指定されるにせよ、指定が遅れば遅れるほど、ますます政治化する。選挙運動への積極的な関与者がページ該当者であることを当局が承知しながらそれを許すことは、反政治活動を規定した追放指令にも矛盾する。それゆえ、「私は松本が出来るだけ早急にページに指定されるべきであると信じる」と主張したのである。ということは、松本ページによって社会党側に一撃を加え、保守側の絶対的優位性を確保したい、そのためには総選挙直前、がその実施のタイミングとして最適である、との意向をネーピアに伝えたわけである。これに対してネーピアは、「勅令第一〇一号の観点から殖田の立場にまったく同意する」が、自分自身が

結論を出す立場にはないため、「吉田首相がホイットニーを訪問すること」で決着をつけるよう要望した。⁽⁴⁰⁾

以上のように、吉田・殖田・佐藤ら政府首脳が松本ページを急ぐ理由は、単に松本の天皇制批判への懲罰ばかりでなく、もう一点、来る総選挙への対策でもあったわけである。これに対してネーピアは、松本問題がもはや彼一人では処理しきれないほど高度の政治性を帯びてしまったため、ホイットニー・吉田のトップ会談で決定するよう求めたのである。

ネーピアの優柔不断な態度に業を煮やしたのか、四日後の一七日、法務庁側は松本追放の「追加理由」をGSへ提出し、再度松本の総選挙前の追放が必要である旨訴えた。すなわち、その第三点として、「総選挙の実施に先立ち議員候補者たるべきものの資格について問題が起こっている場合には、出来るだけ速やかにその可否を明確に決定することこそ、選挙後に当選者中より資格上の疑義を生ずる余地を少なからしめる意味において、極めて望ましいことである。松本治一郎は現参議院議員であるが、大和報国運動本部の他の役員であった者の中には、次の選挙に立候補する者もあると予想されるので、松本治一郎が参議院議員であるの一事を以て簡単に本案件の解決を総選挙後に遷延することは、極めて当を得ないものと思料される次第である（後略）」と指摘した。⁽⁴¹⁾

以上のように、政府当局は、来るべき衆院総選挙を視野に入れな

がら、松本問題を早急に処理することを方針としていたのであり、極論すれば、社会党に打撃を与える手段として松本の追放を最大限利用するつもりであった。そこでネーピアの提言に従い、吉田首相がGSのホイットニー局長へ、翌四九年一月一日付の書簡を送付した。その中で吉田は、①戦時中の東条選挙に際して推薦候補であった松本は、三年前に自動的にページになるはずであったが、部落階層の解放を目的とする水平社運動の指導者として卓越した役割を果たしていたため、ページから除外された、②今回松本が大和報国会で影響力ある会員であった新事実が発覚したため、殖田法務総裁は松本を公職追放しなければならないとの見解であり、私も同意見である、③松本は社会党の有力メンバーであると同時に、天皇制反対論者であり、その政治的観点からわが政府を批判している、④すでに大和報国会の九名の元役員が追放されており、松本だけを例外扱いにはできない、と松本追放の正当性を誇示した上で、わが政府はあくまで法的根拠に基づく公平かつ厳格な法的行使を本務とする立場から、今回松本を公職追放指定者の中に加えることを決定したので、何卒これを承認していただきたい、と許可を求めたのである。⁽⁴²⁾

ここに至り、GSとしても松本の支援が困難となった。すでにニューディーラーの旗手ケーディスは帰国していた。また天皇および天皇制擁護はマッカーサーの基本方針であったし、アメリカ本国政府の方針でもあった。しかも松本が推薦候補であったことや、大和

報国運動本部の理事であったことは事実として認めざるをえなかった。アメリカ政府が東西冷戦の激化という現実を前にして、従来の対日占領政策を逆コースへと転じさせ、日本の改革よりも経済復興に重点を置き始めたため、日本改革の先頭を走っていたGSはその役割が縮小されつつあり、ページに関しても、かつてのような日本政府・与党への絶対的優位性を保持できなくなった。こうして松本はこれまで得てきたGSの特別の庇護を失わざるをえなかったのである。実際すでにGS内部では、前回の松本に関する灰色的報告をクロ判定へと修正する動きが見られた。すなわち、松本は、①東条選挙の推薦候補であった、②大和報国運動本部の理事であり、この団体は法務総裁によって解散団体のリストに加えられたため、同本部の主要役員は、勅令第一〇一号第五條三項および四項によりページに該当する（以下略）との報告をまとめており、その骨子は前記法務総裁の報告書と酷似していた。⁽⁴³⁾

はたしてこの吉田書簡が出された翌日の一月二日、殖田がGSに呼ばれ、「松本の追放を承認する」と言い渡された。ただし総選挙が始まっていたため、松本と同じ理由で追放される予定の田中、田原らに対する選挙妨害となっはいけないとして、「選挙終了後に発表せよ」という注意を受けたという。実はこの二年後、『ライフ』誌（一九五〇年一〇月二七日号アメリカ版）がジョン・オズボーン記者の「マイ・ディア・ジェネラル」と題する記事を掲載し、この極

秘であった吉田書簡の内容を暴露するに至った。そして、「マッカーサー、ホイットニーの二人は、この手紙の裏に何があるかをよく知っていた。新しい総選挙が近づいていた。(吉田)首相は松本を葬り去ろうと思っていた。そこでマッカーサーは、手紙による回答を避けて、ホイットニーを通じ、口頭でもって、総選挙がすむまで待つように、吉田に忠告した」との注釈を同記者が加えていたため、日本の政界で話題となった。⁽⁴⁴⁾

そこで法務庁は、GSの忠告に従い、総選挙投票日の翌日となる一月二四日、「法務総裁談」を発表し、その中で田中、田原両名とともに松本の追放を明らかにした。正式には、「昭和二二年勅令第一〇一号による解散団体大和報国運動本部の役員松本治一郎氏等を昭和二二年勅令第一号による覚書該当者と看做される者として指定する手続きを採った」ことが表明されたのである。それは次のとおりであった。⁽⁴⁵⁾

1. 大和報国運動本部は、勅令第一〇一号による解散団体大日本興亜同盟の加盟団体であり、翼賛政治体制確立の一翼として「大東亜新秩序の建設」及び「国防国家体制の完成」等を標榜し、これら実践として部落解放運動を所謂大和一致の運動として展開した軍国主義的且つ超国家主義的な団体であるので、同令により昨年八月一四日法務庁告示第五〇号を以て解散の指定をしたが、その後その役員につき特別審査局において各般の証拠資料を蒐集して、慎重な調査

を遂げた結果、松本、島本、山本、深川、伊藤、中村、田原、中西、田中及び井元の各氏はいずれも右解散団体大和報国運動本部の有力な役員であったものと認定されるに至ったので、勅令第一〇一号第五條の三項に規定する「解散団体の役員たりし者は公職より除去する」旨の規定によって右松本治一郎氏外九名を取り敢えず、勅令第一号による覚書該当者と看做される者として本日法務庁告示を以て指定する手続きを採った。

2. なお松本氏については、同氏が前記のように大和報国運動本部の役員であったことが認定された以上、この事由によって当然の島本等の諸氏と同様追放は免れない。松本氏は既に昭和一七年四月施行の衆議院議員総選挙に当たって大政翼賛会の推薦候補者であったため、勅令第一号別表第一の七の備考八に該当していたにもかかわらず、独り右追放から免脱されたのは、同氏が右推薦候補者となつたことはその経歴上唯一の例外と認められ、この例外を除けば同氏の過去の経歴が終始民主的なものであって他に追放されるような事由がないものと看做されたからであった。然るに松本氏には今般あらたに前掲一記載のような追放の事由が発生したのであるが、この事由に対しても重ねて前回同様の特段な例外的措置を繰返すことは「ポツダム宣言」の精神に照し最も適正に実施されなければならない勅令第一〇一号及び勅令第一号の趣旨に反するものと謂わなければならないのである。

要するに、松本は「昭和二二年勅令第一〇一号第五条の三、第五条の四に基き、昭和二四年一月二五日の法務庁告示第一三号により指定せられ、昭和二二年勅令第一号の規定による覚書該当者と看做され、軍国主義者・超国家主義者として一切の公職から追放される」こととなったのである。そして翌二五日付の官報にはこれが告示され、二〇日間の猶予期間を置いて、二月一四日から自動的に公職から追放する旨が通達されたのである。

この結果、松本は参院議員ならびに副議長としての職、また社会党役員の職をも退かねばならなくなった。しかも今回の総選挙では、松本の所属する社会党が前回の当選者数一四三から四九へと激減し、片山哲元首相や西尾末広元副首相など主要人物が落選するなど惨敗を喫した。また民主党も一二一議席から六八議席へと大きく後退し、中道路線は国民から信頼を失った。逆に、吉田率いる民主自由党は一三一名から二六四名へと倍増し、吉田保守政権は戦後初めて絶対多数を占める安定政権となったわけである。この点で、少なくとも吉田の意図は達成されたわけである。

さて松本は自己の追放を郷里福岡で知ると直ちに上京し、二月三日、参院事務総長の小林次郎を同道して、総理官邸内の法務総裁室に殖田を訪問した。松本が、「大和報国運動本部のことは前内閣の法務総裁が調査の結果、『追放に関係なし、非該当』と決定して公

表までしたにもかかわらず、内閣が変わり、法務総裁が更迭するとにわかに追放該当になるとはどういうわけか。内閣が変わっても追放令が変わったわけではあるまい。それも本人に一片の発言の機会を与えず、独断的に関係があったと決めつけ、追放該当とするのは何事か」となじると、殖田は「二〇日待って下さい。訴願審査委員会が開かれればイの一番にあなたをかけます」と答えたが、松本は「こんな紙切れ一枚で追放指定など無礼千万も甚だしい。早速お返し申す」と、追放指定の通知書を総裁の机上に叩きつけた。⁽⁴⁶⁾

そして翌四日、松本は吉田に次のような文書を発した。「私が（追放）指令に該当するとの決定が一月二五日付の法務総裁告示第一三号として正式に公表された。この点に関し、私はこの決定には基本的資料に大きな誤りがあり、不当性があることを認め、ここにその不当性を示す証拠とともに、私の指定の免除を求める申請書を提出する。⁽⁴⁷⁾」

続いて部落解放全国中央委員会が、二月九日、ホイットニー宛に松本の追放除外を求める嘆願書を送った。その中で、戦前期に松本がいかに反軍国主義の闘争を展開してきたかを列記した上で、今回の追放理由とされた大和報国運動の理事について、①松本自身は理事就任を受諾したことはなく、名前を利用されたにすぎない、②解散を命じられた大日本興亜同盟に加盟したのは「大和報国会」であって「大和報国運動」ではない、③松本は大和報国会とはまったく

関係がない、との理由により、「今回の政府の措置は納得できない」と主張した。さらに、松本の反対者は彼を陥れるために悪意に充ちたデマゴグ、たとえば松本が他党に入党するとか、水平社が一種の暴力団体であり、松本はそのボスであるという中傷を流している
と非難し、部落解放運動の民主主義的側面を強調した。最後に、「松本氏は日本の民主化と平和的建設の途上において絶対に欠くことのできない人物であり、彼を追放することは却って日本民主化の妨げとなる」と訴えて、松本の追放撤回を強く求めた。⁽⁴⁸⁾

また同日、全国委員会は東京・丸の内中央委員会を開き、松本追放が基本的人権に対する政府の弾圧であるとし、一四日から松本の追放解除請願運動を全国的に展開することを決議した。また一部代表は首相官邸に赴き、吉田首相宛の追放取り消し要求の決議文を提示した。社会党でも、同日の中央執行委員会で松本および田中松月の追放を政治的陰謀であると見なし、鈴木茂三郎ら三氏が殖田総裁に追放取り消しを申し入れると同時に、ホイットニー局長に会談を求めることに決定した。⁽⁴⁹⁾

これに前後して、在日本大韓国民団も、ネーピア宛に嘆願書を送り、松本は、①日本の自由と平和の観点ばかりでなく、世界平和運動を助長するためにも不可欠な人物である、②朝鮮の独立運動に対して肯定的である、③共産主義者ではない、④参院副議長として威厳ある人物であるとして、その追放免除を要請した。⁽⁵⁰⁾ また自由人

権協会（海野晋吉会長）も、ホイットニーに嘆願書を送り、①松本は大和報国運動本部には反対の立場にあり、実質上本部と関係がなかった、②過去三〇年余、日本の民主化のため貢献してきた彼の功績は偉大である、③部落民三〇〇万は彼の政治的立場に忠実に同調している、よって協会は、人権の擁護と日本の民主化達成のため、松本が不可欠な人物であることを確信し、日本政府および関係方面に対し、同氏の公職追放指定の取り消しを要望する、と訴えた。⁽⁵¹⁾

そのほか多方面から松本ページの取り消しを求める動きが澎湃として起こった。そのような中で、在日オーストラリア代表部が一月二七日に提出した「松本治一郎のページ」と題する報告書は、松本追放の理由とされる大和報国運動本部について、一九四六年一月四日付の好ましからざる組織（SCAPIN・548）のリストにこの運動本部は入っていないばかりか、ページとなる人物の資格を規定した公職追放指令（SCAPIN・550）の特定組織にも入っていないと指摘し、日本政府の決定にクレームをつけた点で注目すべきものであった。⁽⁵²⁾

オーストラリア代表部がこのような趣旨の文書をGSへ送った真意は不明であるが、天皇の戦争責任論ならびに天皇の訴追という点でもっとも強硬であった国家として、これまでの松本の天皇制に対する直截な批判を好意的にとらえてきたから、とも想像できる。

ところで松本から追放指定の拒否を申請された政府は、二月一七日にその申請を法務庁へ回覧した。その申請書は特審局で検討され

たのち、吉田首相を経て、公職資格訴願審査委員会へ提出されること(53)が決定された。ひとまず松本問題を訴願委員会に預ける形を取ったわけである。とはいえ、同委員会では結局松本の判定が覆されることはなかった。こうして松本の追放猶予は、参議院内事務整理のため、とくに一〇日間延長されたものの、期限切れの二月二四日、松本は自動的に公職追放となったのである。(54)

おわりに

以上のとおり、松本追放問題は幣原内閣に始まり、吉田、片山、芦田三内閣を経て、第二次吉田内閣に至るまで三年の長きに及び、しかも審査結果が二転三転するなど数多い追放事例の中でもきわめて特異な位置を占める事件であった。

総じて、今回の事例研究で判明したことは、第一に、日本政府、つまり政権与党側が追放容疑者の選定・審査・決定の各過程において、強い影響力を発揮する立場にあったことである。したがって、松本が政権与党に近づけば自己の追放が遠のき、逆に政権から遠のくと追放が近づくという奇妙な関係が成立したのである。これは、中央公職適否審査委員会が一九四八年五月に解散されたのち、追放審査の遂行機関が法務庁の特審局へと移動したことに深く関わっている。特審局の官僚たちは、官僚機構の特性として、社会党政権であれば、その意向を重視して行動するし、自由党政権となれば、そ

の中枢指導部の判断に逆らうような追放審査を進めることは困難であったろう。しかしながらこのような趨勢は、追放の本義、すなわち追放指令の基準を公平不偏に適用し運用するとの原則に照らして、許されざる不当な行為であったはずである。松本ページの直接の理由とされた、大日本興亜同盟の下部組織が本来「大和報国会」であるべきところ、「大和報国運動本部」と取り違えたまま、松本側の訴願を事実上葬り去るなど、公職追放の歴史に汚点を残したといえる。その意味で、この松本ページが政治性の濃い追放事例であったことを確認できる。

第二に、この事例は、アメリカ政府の対日占領政策が一九四八年春から秋にかけて大きく転換し、それに伴って日本の民主化改革を担ってきたGSの役割と力が後退していく過程で起こったことである。すなわち、占領初期以来、GSは日本の民主化の一環として部落解放運動を強く支援し、そのカリスマ的指導者である松本を陰に庇護する立場を取ったため、第一次吉田政権は松本を東条選挙の推薦議員枠で追放できなかった。ところが前記のとおり、GSの政治的立場が後退し、しかも飛ぶ鳥をも落とすといわれるほど権勢を誇ったGS次長のケーディスが、昭和電工疑獄事件で凋落して帰国するに至り、政治状況は第二次吉田政権にとって俄然有利となった。こうしてページに関するGSと吉田保守政権間のバランスが崩れることにより、松本問題は日本政府のペースで進展していき、松

本は窮地に追い詰められていく。そのような意味において、この事例はページに関する権力構造の変化と密接に関連し、その変化を如実に反映していたのである。

第三に、この事例の背景には、長期にわたり被差別状態に置かれていた部落側と、国家体制の頂点に位置していた天皇・皇室ならびに上流階級との間の、熾烈な階層闘争があったことである。戦前の松本が部落解放運動の絶大な指導者であるとしても、地方の一定地域で活動している限り、当局側からすれば政治的に取るに足らない存在であった。しかし戦後の松本が、参院副議長として政界の中央へと進み出て、旧貴族院内における天皇の政治的行儀を揶揄し、皇室財産の在り方を批判し、さらには当時吉田ら上層部がもつとも神経をとがらせていた天皇の戦争責任に論及したことが、松本のページを不動のものとした。もちろん部落問題は社会面のタブー扱いされていたわけであるが、天皇の戦争責任問題もまた公に触れてはならないタブーであった。とすれば、二つのタブーが火花を散らした事件が松本問題の本質であり、その意味で松本ページを「皇室ページ」と呼ぶことは正鵠を射ている。⁽⁵⁵⁾

このように松本ページは占領期の埋もれた裏面史を物語る上で不可欠であろう。

注

- (1) 一八八七(明治二〇)年六月一八日福岡県筑紫郡豊平村に生まれる。幼名次一郎。高等小学校卒業後、中国満州に渡り、苦学ののち帰国し、土建業松本組を設立。部落差別撤廃運動を開始し、一九二三(大正一二)年九州水平社委員長、二六(昭和元)年以降全国水平社中央委員会議長となった。その間、徳川家達暗殺未遂事件、福岡連隊爆破陰謀事件等で投獄される。三六年以来、衆院に三選。戦後の四六年部落解放全国委員会が結成され、中央執行委員長。翌四七年社会党から参院に当選し、初代の副議長となるが、天皇への単独接見を拒否。四九年公職追放となり、五一年追放解除となって政界復帰。五三年から参院に三選。また五五年「部落解放全国委員会」が「部落解放同盟」と改称して初代執行委員長。そのほか日中友好協会会長も務めた。六六(昭和四一)年一月二日没。享年七九歳。
- (2) GHQ/SCAP Records (RG33-1), Box no. 2275 I, MATSUMOTO, Jichiro: Book I, Dec. 1945-Feb. 1949, (Sheet no. GS 03266-03274) のほか、部落解放同盟中央本部編「解放の父 松本治一郎」(部落解放同盟中央出版会 一九七二年刊)、同編「松本治一郎伝」(解放出版社 一九八七年刊)、松本治一郎対談集「不可侵不可被侵」(解放出版社 一九七七年刊)、小森龍邦「松本治一郎と戦争責任」(『新日本文学』一九九五年三月号所収)、佃参六「松本治一郎追放の内幕」(『真相』二八号 一九四九年四月号所収)など。
- (3) 増田弘著『公職追放論』(岩波書店 一九九八年刊) 七二頁参照。

- (4) 前掲「占領文書からみた松本追放問題」四二頁。なお一九四五年二月二日付の対敵諜報部(OCCI)による松本の経歴調査では、IRAPS(翼賛政治会)会員という記載事項がある。#2. Write-up of Matsumoto, 22 Dec. '45, Box no. 2275, MATSUI MOTO, Jichiro.
- (5) 前掲書「松本治一郎伝」二二二〜四頁、前掲書『不可侵不可被侵』二二三頁参照。
- (6) 前掲「松本治一郎と戦争責任」一〇七頁参照。
- (7) 前掲「占領文書からみた松本追放問題」四二〜三頁参照。
- (8) #3. From Wataru Narahasi to Colonel Kades re Matsumoto, 27 Mar. '46, *ibid.*
- (9) #1. Matsumoto, Jichiro-Brief Review of Background, No date, *ibid.*前掲書「占領秘録」二〇六〜七頁参照。
- (10) 前掲書「占領秘録」二〇七〜八頁参照。なお曾禰は、追放問題の処理をめぐるには審査委員会の関係で橋樑によく相談してことを運んでいたため、吉田外相の心証を害しており、それが吉田をして口頭命令を蹴った原因の一つではないかと証言している。結局曾禰はこの事件の責任を取って、政治部長を辞職することとなった。
- (11) #1. Matsumoto, Jichiro-Brief Review of Background, No date, *ibid.*前掲書「占領秘録」二〇八頁参照。
- (12) #3a. Era from Rinsui Imoto to GHQ, SCAP re Matsumoto, Jichiro, Apr. '46, *ibid.*前掲「占領文書からみた松本追放問題」四三頁参照。
- (13) 前掲「占領文書からみた松本追放問題」四二頁参照。
- (14) #4. From Matsushima to Prime Minister-Report on Screening of Matsumoto, Jichiro, 19 Mar. '47, *ibid.*
- (15) 前掲書「占領秘録」二〇八〜九頁参照。
- (16) 前掲書「松本治一郎伝」二五七頁参照。
- (17) #5. Write-up on Matsumoto, Jichiro, 19 May '47, *ibid.*
- (18) (19) 前掲書「松本治一郎伝」二五七〜九頁参照。
- (20) 前掲書「松本治一郎伝」二六一〜三頁、前掲書『不可侵不可被侵』二三五〜七頁参照。
- (21) 前掲書「松本治一郎伝」二六四〜七二頁、前掲書『不可侵不可被侵』二三七〜九頁、前掲書「占領秘録」二〇九頁参照。なお「カニの横ばい」というのは、天皇陛下に拝謁する際、陛下に横顔をみせるのは失礼に当たるといふので、正面の陛下のほうを向いたまま、横へ横へと歩いて行き、丁度正面に立つと一礼して引き下がる方法を指している。
- (22) 前掲書『不可侵不可被侵』二三八〜九頁、前掲書「占領秘録」二〇九〜一〇頁参照。
- (23) (24) 前掲書「占領秘録」二一〇頁参照。
- (25) 『朝日新聞』一九四八年九月二日付参照。
- (26) 『朝日新聞』一九四八年九月四日付。
- (27) #15. Japanese Press-Governmental News Items-MATSUI MOTO Appears before Investigation Bureau, 5 Sept. '48; #16. NIPPON TIMES-Matsumoto Denies Purge Connections, 5 Sept. '48, *ibid.*
- (28) #17. Testimony Concerning the Relationship between the

- Great Harmony National Service Movement (Taiwa Hokoku Undo) and Mr. Jichiro Matsumoto by Masao Yamamoto, 5 Sept. '48, *ibid.*
- (29) 前掲書『松本治一郎伝』二二八～二三二頁参照。
- (30) 『朝日新聞』一九四八年九月一七日七。
- (31) # 10. To Major Napier from Director of Special Examining Bureau, Attorney-General's Office: Subj: Re Matsumoto's Taking Office as an Officer of the Taiwa Hokoku Undo Honbu (The Taiwa Patriotic Movement Headquarters), 2 Sept. '48, *ibid.*
- (32) # 20. From Attorney General's Office to Major Napier, GS-Subj: Concerning the Connection between Diwa hokoku Undo Honbu and Mr. Jichiro MATSUMOTO, 16 Sept. '48, *ibid.*
- (33) 前掲書『占領秘録』一一〇～一一頁参照。
- (34) 同上書一一～一二頁参照。
- (35) # 24. Write-up of MATSUMOTO, Jichiro, 3 Nov. '48, *ibid.*
- (36) # 25. JIJII PRESS-Emperor should Clarify "Moral Responsibility," says MATSUMOTO, 12 Nov. '48, *ibid.*
- 『朝日新聞』一九四八年十一月三日付。
- (37) # 27. Memo for Chief, GS—from Major Napier-Subj: MATSUMOTO, Jichiro, 11 Dec. '48, *ibid.*
- (38) # 28. To Major Napier, GS from Director, Special Examining Bureau, Attorney-General's Office-Subj: Concerning the designation of the officers of the Taiwa Hokoku Undo Honbu which is an organization dissolved in accordance with Imperial Ordinance No. 101 of 1946 as fallen under the memorandum according to the Imperial Ordinance No. 1 of 1947, 11 Dec. '48, *ibid.*
- (39) # 17. Testimony Concerning the Relationship between the Great Harmony National Service Movement (Taiwa Hokoku Undo) and Mr. Jichiro Matsumoto by Masao Yamamoto, 5 Sept. '48, *ibid.*
- (40) # 29. Memo for Major Napier from Lt Baerwald-Subj: Conference with Attorney-General UEDA (DRAFT), 13 Dec. '48, *ibid.*
- (41) # 6a. Additional Reasons-re Matsumoto, Jichiro, 17 Dec. '47, *ibid.* (なほこれは一九四七年となつていゝが、本文は一九四八年の手書である、内容からして間違らなうと判断である)。
- (42) # 30. Ltr to General Whitney from Yoshida Shigeru, Prime Minister-re MATSUMOTO, Jichiro, 1 Jan. '49, *ibid.*
- (43) # 26. Reasons for which purgeable, No date, *ibid.*
- (44) 前掲書『占領秘録』一一二頁参照。
- (45) # 31. Organization: Taiwa Hokoku Undo Honbu-Matsumoto Jichiro-in Japanese, 24 Jan. '49, *ibid.*
- (46) 前掲『松本治一郎追放の内幕』八一頁、前掲書『占領秘録』一一三頁参照。
- (47) # 62. Rpt. to Major Napier from Attorney-General's Office-Subj: Concerning the application for cancellation of person designated as purges which has been submitted by Matsumoto Jichiro, 23 Feb. '49, *ibid.*
- (48) # 48. Petition to General Whitney from Central Committee,

National Organization for the Emancipation of Outcasts, 9 Feb. '49, *ibid.*

(49) 『朝日新聞』一九四九年二月一〇日付。

(50) # 47. Petition to Major Napier from Bak Yul and Son Anshu of Korean Residents Union in Japan, 8 Feb. '49, *ibid.*

(51) # 58. To General Whitney from Japanese Civil Liberties Union -Subj: Petition re. Matsumoto, Jichiro, 18 Feb. '49, *ibid.*

(52) # 40. Memorandum from T. W. Eckersley of Australian Mission in Japan-Purge of Jichiro Matsumoto, 27 Jan. '49, *ibid.*

(53) # 62. Rpt. to Major Napier from Attorney-General's Office-Subj: Concerning the application for cancellation of person designated as purges which has been submitted by Matsumoto Jichiro, 23 Feb. '49, *ibid.*

(54) 『朝日新聞』一九四六年二月二五日付。

(55) 『真相』第五二号（一九五〇年十二月一日刊）二六頁參照。